

大韩民国临时政府之成立与日本

日本金城学院大学教授 今中 比吕志

大韩民国宪法（1987年）的序言中这样规定：“大韩民国继承在三一运动基础上建立起来的大韩民国临时政府之法统……”。这一规定，至少表达了以下几方面的历史意义：

第一，大韩民国临时政府虽说建立在国外（中国的上海），但作为在国民范围内，以三一抗日独立运动为基础而建立的韩国之国民国家，被确认为正统的政府。

第二，明确了这样一个事实，即规定实行“民主共和制”的大韩民国临时政府之宪法（1919年4月11日），是具有作为韩国现代宪法的先驱之历史意义的。这一认识所站的立场，是与当今世界上各国的宪法都把实行民主共和制作为方向这个基本点是一致的。

第三，由于明确规定了“继承大韩民国临时政府的法统”，确认了当年在日本军事与警察权力的高压下，强制与韩国政府签订的《日韩合并条约》（1910年8月29日）之无效，及以后对韩国进行殖民地统治的非法。

对于以上韩国宪法序言中的主要精神，日本政府有对应的措施，例如对1965年的《日韩基本条约》第2条作出如下解释：“日韩合并条约在1948年以前有效，此后已经无效”。令人遗憾的是，基于这样的历史认识，是无法对大韩民国临时政府作出正确评介的。我想，围绕对大韩民国临时政府之成立及其活动的评介，是追究我们日本人历史认识之根本的一个问题。

（1999年4月12日，于上海复旦大学）

大韓民国臨時政府の成立と日本

金城学院大学教授（日本）
今中 比呂志

大韓民国憲法（1987年）の前文には、「大韓民国は、三・一運動に基づいて建立された大韓民国臨時政府の法統・・・を継承」と規定されているが、そこには少なくとも、以下のような歴史的意味が込められているように思われる。

第一には、大韓民国臨時政府が、国外（上海）に設立されたとはいえ、国民的規模での三・一抗日独立運動に基礎づけられた韓国の国民国家としての正統的な政府であったことが確認されている。

第二には、「民主共和制」を規定した大韓民国臨時政府の憲法（1919年4月11日）は、韓国の現憲法の先駆としての歴史的意義をもつものであったことが明らかにされている。それは今日の世界の諸国憲法が目指す民主共和制への方向と基本点で一致するものであるという認識に立っているといえる。

第三には、「大韓民国臨時政府の法統性を継承する」ことを明らかにすることによって、日本が軍事・警察権力の威圧のもとで当時の韓国政府に強制した「日韓併合条約」（1910年8月29日）の無効性とその後の植民地支配の不法性を確認していることである。

以上のような韓国憲法の前文の主旨にたいする日本政府の対応は、たとえば1965年の「日韓基本条約」第2条の解釈——「日韓併合条約は1948年までは有効、それ以後はもはや無効」——に示されている。遺憾にして、こうした歴史認識からは、大韓民国臨時政府にたいする正当な評価は得られないであろう。大韓民国臨時政府の成立とその活動をめぐる評価は、われわれ日本人の歴史認識の根本を問う問題であると思われる。

（1999年4月12日、上海復旦大学）